

全自動輸血検査システム保守業務仕様書

この仕様書は、全自動輸血検査システム保守業務（以下「委託業務」という。）の概要を示すものであって、ここに記載されていない細部の事項については、独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「委託者」という。）及び受託業者（以下「受託者」という。）が協議して決定する。

1 委託業務の対象機器及び数量

全自動輸血検査システム オーソビジョン Swift 1 式

2 設置場所

埼玉県立がんセンター（以下「センター」という。） 輸血管理室

3 保守費用負担区分

（1）委託者負担分

- ア 保守対象機器以外に係る費用
- イ UPS 関連、プリンターの費用
- ウ 定価が 100 万円を超える部品の費用
- エ 保守業務に使用する電力、給水、給湯、ガスの費用

（2）受託者負担分

- ア 保守対象機器に係る定期点検、緊急修理における専門技術員の作業費用、派遣費用、交通費等の費用
- イ 定期交換部品の費用
- ウ 修理（緊急修理）時の定価が 100 万円以下の部品（UPS 関連、プリンターは除く）の費用
- エ オンコール対応を可能とするための費用
- オ その他「4 保守内容」及び、「5 報告書の提出」に係る一切の費用

4 保守内容

（1）定期点検

受託者は、対象機器を常に良好な状態に保つために、定期的に専門技術員を派遣し、定期点検表に基づき、点検、調整及び部品交換を行うものとする。

ア 全自動輸血検査システム（1 式）の定期点検回数は、年間 2 回とする。

イ 定期点検の実施日時は事前にセンターと協議して決定する。

ウ 点検により修理や定期交換部品以外の部品交換が必要と認められた場合には、センター担当者へ報告した後、速やかにこれを実施し、装置の正常稼働に努める。

（2）修理及び緊急修理

受託者は、定期点検のほかに、不時の故障時等、委託者より要請があった場合は、速やかに専門技術員を派遣し、センター担当者の指示に従い必要な修理、部品交換等を行うものとする。また、次の業務を行うものとする。

ア オンコール対応（平日、夜間、休日の電話対応及び訪問対応）を可能とすること。

イ 修理後は、検査立会いを行い、センター担当者とともに正常稼働を確認すること。

5 報告書の提出

- (1) 定期点検終了後は、報告書（委託者の認めた様式）を作成し提出すること。また、修理及び緊急修理等を実施した場合も同様とする。
- (2) 提出された報告書について、センター担当者の確認・承認をもって作業完了とする。

6 保守の範囲

次の各項に挙げるものは、委託業務に含まないものとする。

- (1) 天災地変等、両者の責に帰することができない原因により生じた修復作業。
- (2) 委託者の機器取扱いの誤りに起因する修復作業。
- (3) 対象機器のオーバーホール。
- (4) 機器仕様変更に伴う改造・組替又は移設に関する据付作業。

7 守秘義務

専門技術員は、職務上知り得た委託者の秘密については、他に漏らしてはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、専門技術者に専門の作業服を着用させ、名札を付けるなどほかの者と誤解されないように配慮すること。
- (2) 火気の使用に当たっては特に注意すること。